

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東大和市向原四丁目29番地の9

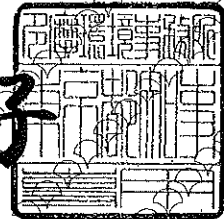
氏名 株式会社フジ・トレーディング
代表取締役 大羽 敬子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。



東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年 3月24日

許可の有効年月日 令和 4年 3月23日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さく、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
(以上1の種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）
(以上7種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

- (1) 施設住所：東京都東大和市向原四丁目29番地の9
- (2) 施設住所：東京都東大和市向原四丁目32番地1

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 3月 24日	新規許可	
平成 27年 3月 24日	更新許可	第3回
令和 元年 5月 23日	変更届	積替え保管できる種類の追加、積替え保管施設の追加
令和 3年 4月 23日	変更届	積替え保管できる種類及び限定内容の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2. 積替え保管施設

(1) 住所：東京都東大和市向原四丁目29番地の9
積替え保管面積：229㎡ 最大保管高さ：1.84m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
汚泥 (無機性のもの及び脱水後のものに限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ドラム缶20個 カーゴテナー6台	10.72㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	ペール缶3個	0.06㎡
汚泥、金属くず (廃乾電池に限る。)	ペール缶36個	0.72㎡
廃プラスチック類、金属くず (廃酸バッテリーに限る。)	コンテナ	2.16㎡
廃プラスチック類、金属くず (廃アルカリバッテリーに限る。)	コンテナ	0.72㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯類に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物)	0.14㎡ボックス96個 0.13㎡ボックス30個	17.34㎡
	保管量合計	31.72㎡

(2) 住所：東京都東大和市向原四丁目32番地1
積替え保管面積：261㎡ 最大保管高さ：1.84m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
汚泥 (無機性のもの及び脱水後のものに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ドラム缶11個 カーゴテナー20台	24.60㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶、ペール缶	1.11㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃電池に限る。)	ドラム缶、ペール缶	3.96㎡
廃プラスチック類、金属くず (廃酸バッテリーに限る。)	コンテナ3個	0.22㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯類に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物)	0.14㎡ボックス 0.13㎡ボックス	48.16㎡
	保管量合計	78.05㎡

(以下余白)